

茨城県下水道協会  
排水設備主任技術者試験及び更新講習等実施要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、茨城県下水道協会排水設備主任技術者試験及び更新講習等実施要綱（平成22年5月26日施行。以下「実施要綱」という。）に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

第2章 排水設備主任技術者の試験及び登録

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第2項第二号の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

2 実施要綱第7条第1項第一号中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- 一 土木科、農業土木科及び農業工学科
- 二 建築科、建築工学科及び設備工学科
- 三 衛生工学科
- 四 その他第一号から第三号までに相当するものとして協会長が認める課程

3 実施要綱第7条第1項第二号及び第三号中の「1年以上」及び「2年以上」の実務経験年数は、試験の受験申込日を基準として算定するものとする。

4 実施要綱第7条第1項第四号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者
- 二 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者
- 三 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 四 その他第一号から第三号までに準ずる者として、協会長が認める者

(試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、協会長が定める期間内に、受験申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出（送付は不可。以下同じ。）をしなければならない。

- 一 履歴書
- 二 実施要綱第7条に規定する受験資格を有することを証する書類（要綱第7条第1項第一号又は第二号に該当する者は、卒業証明書又は卒業証書の写し等）
- 三 住民票の写し（3ヵ月以内発行のもの）

四 写真2枚（たて3.0センチメートル、よこ2.5センチメートル、提出日前3ヵ月以内に撮影した上半身脱帽のもの）

五 受験手数料払込金受領証又はその写し

2 下水道管理者は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、これを取りまとめの上、協会長に送付しなければならない。

（試験の実施方法）

第4条 試験の実施は、試験委員会において試験実施計画等を定めて行う。

2 試験は、受験者の利便等を考慮し、必要な場合、試験の会場を適宜分割して行う。

（試験の採点及び合否の判定）

第5条 実施要綱第11条の試験の合否の判定は、試験の採点基準及び合否の判定基準を定めて行うものとする。

（合格証及び合格者名簿の様式及び取扱い）

第6条 実施要綱第11条に定める合格証及び合格者名簿の様式は、それぞれ様式第7号及び様式第8号のとおりとする。

（合格取消しの異議申立て）

第7条 実施要綱第12条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日以後2週間以内に協会長に異議の申立てを行うことができるものとする。

2 協会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立て人に通知しなければならない。

（受験講習の実施）

第8条 実施要綱第13条に定める受験講習の実施は、試験委員会において講習実施計画等を定めて行う。

2 受験講習は、受講者の利便等を考慮し、必要な場合は講習会場を適宜分割して行うものとする。

（登録の申請）

第9条 実施要綱第16条に定める登録の申請は、様式第2号に次に掲げる書類を添付して提出をしなければならない。

一 資格を有することを証する書類（合格通知書）

二 写真2枚（たて3.0センチメートル、よこ2.5センチメートル、提出日前3ヵ月以内に撮影した上半身脱帽のもの）

三 登録手数料振込金受領証又はその写し

四 住民票の写し（3ヵ月以内発行のもの）

五 身分証明書（3ヵ月以内発行のもの）

（排水設備主任技術者証）

第10条 実施要綱第17条第1項に定める排水設備主任技術者証は様式第3号のとおりとする。

2 実施要綱第17条第3項に定める届出書は様式第5号のとおりとする。

3 実施要綱第17条第4項に定める申請書は様式第6号のとおりとする。

(登録取消し及び一時停止の異議申立て)

第11条 実施要綱第19条第1項に規定する登録の取消し及び一時停止に対する異議の申立てについては、試験委員会においてその審議を行うものとする。

### 第3章 排水設備主任技術者の登録の更新及び更新講習

(更新講習の指定)

第12条 協会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある主任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の指定を行うものとする。

2 入院等止むを得ない事由により、更新講習を受講することができない主任技術者は、それらの事由を証する書類を添え、協会長に届け出なければならない。この場合、協会長は、別に更新講習を行うよう配慮するものとする。

(更新申請及び講習の受講申込み)

第13条 実施要綱第21条に定める登録の更新及び更新講習を受講しようとする主任技術者は、下水道管理者に対し、協会長の定める期間内に、更新申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 写真2枚(たて3.0センチメートル、よこ2.5センチメートル、提出日前3ヵ月以内に撮影した上半身脱帽のもの)
- 二 更新手数料振込金受領証又はその写し
- 三 住民票の写し(3ヵ月以内発行のもの)
- 四 身分証明書(3ヵ月以内発行のもの)

2 下水道管理者は、更新申請書の提出を受けたときは、これを取りまとめの上、所定期間内に、協会長に送付しなければならない。

(資格の失効)

第14条 実施要綱第21条第1項の規定による、登録の更新を行わなかった者は、主任技術者証の有効期限の翌日から1年以内の協会長が定める日までに更新申請をしなければ、主任技術者となる資格を失うものとする。

2 実施要綱第21条第2項の規定により、更新講習を受講しなかった者は、主任技術者証の有効期限の翌日から1年以内の協会長が定める日までに受講しなければ、主任技術者となる資格を失うものとする。

(登録者名簿の取扱い)

第15条 下水道管理者は、実施要綱第25条により登録者名簿の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

### 第4章 雑 則

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、必要の都度、協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 26 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。